

2008年3月17日

各位

中央労働金庫

財形預金の受入商品およびエース預金「年金受取型」登録金利の一部誤りについて

今般、当金庫の財形預金ならびにエース預金「年金受取型」のお取引につきまして、事務処理の誤りにより、本来適用すべき商品・金利と一部相違するお取引があることが、自主調査の結果判明いたしました。

このような事態が発生し、お客様ならびに関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心よりお詫び申し上げます。

当金庫といたしましては、ご迷惑をおかけいたしましたお客様への精算手続きに誠心誠意対応してまいりますとともに、お客様保護の観点から、このような事態を二度と発生させぬよう再発防止に努めてまいります所存であります。

記

1. 事実経過

(1) 財形預金の受入商品の誤りについて

財形預金の受入商品は、預入期限が3年と5年の2種類の受入商品があり、財形実施企業と当金庫の間で締結する覚書により受入商品を定めております。このたび、当金庫の事務処理の誤りから一部のお客様のご契約につきまして、受入商品を誤って登録していたことが判明いたしました。このため、適用金利の相違により、本来お支払いすべきお利息（自動継続利息・支払利息・解約利息）に相違が発生していたものです。

(2) エース預金「年金受取型」の登録金利の誤りについて

エース預金は積立型の定期預金ではありますが、3タイプの商品をご用意しております。このうち、年金形式で自動的にお支払いする「年金受取型」につきましては、その商品性から優遇金利を適用しているところでありますが、このたび、当金庫の事務処理の誤りから一部のお客様のご契約につきまして、優遇金利コードの設定漏れにより本来お支払いすべきお利息（自動継続利息・支払利息・解約利息）を過少にお支払いしていた事実が判明したものです。

2. 対象期間

(1) 財形預金

1997年4月から2007年12月の間のご契約分の一部

(2) エース預金「年金受取型」

2001年4月から2007年11月の間のご契約分の一部

3. お利息をお返りする対象となる口座数

お利息をお返りする対象となる財形預金の口座数は2,958件、エース預金「年金受取型」は5,898件です。

4. 再発防止策とお客様への対応

(1) 再発防止策

財形預金につきましては、実施企業単位に受入商品をチェックする機能をオンラインシステムに付加し、受入商品相違の未然防止を図りました。また、エース預金「年金受取型」の優遇金利コードの登録につきましては、営業店における厳正な処理は勿論のこと、金庫本部においても毎月、優遇金利コードの登録内容のモニタリング態勢を構築し、再発防止に努めております。

(2) お客様への対応

お利息をお返しすべき利息が発生いたしました利息差額は、1口座あたり平均で、財形預金につきましては7,329円、エース預金「年金受取型」につきましては298円です。

該当されるお客様には、お詫びと利息差額等のお支払いに関するご案内をいたしており、既に口座を解約されている等、ご入金ができないお客様を除き、3月17日に利息差額と利息差額に年5%の法定利息（遅延損害金）を加えた合計額をお客様の口座にご入金させていただきました。

なお、財形預金につきましては、お利息を過払いしているケースもありますが、すべて当金庫の誤りであり、お客様からご負担いただくことは一切ございませんことを申し添えます。

5. 責任の明確化

このような事態が発生したことを重く受け止め、平成20年2月27日付けにて、代表理事3名につきまして、報酬の一部返上を決定いたしました。

高い公共性を有し、信用を基本とする金融機関において、日頃よりご支援を賜っております会員、ご利用者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますことを重ねて深くお詫び申し上げます。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

- | | |
|----------|--------------------------|
| ○お問い合わせ先 | お客様相談デスク |
| ○フリーダイヤル | 0120-86-6956 |
| ○受付時間 | 平日 9:00~17:00（土日祝日を除きます） |